

通達区分	例規通達
有効期間	30年

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本少第8号
令和7年1月9日
宮城県警察本部長

少年補導員活動要綱の一部改正について（通達）

少年補導員については、「少年補導員活動要綱の一部改正について（通達）」（令和3年2月19日付け宮本少第114号）により運用しているところであるが、この度、少年補導員活動要綱の一部を別添のとおり改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 少年補導員の委嘱及び再委嘱についての規定を改めるとともに、少年補導員として顕著な功労が認められる場合は、満年齢70歳に達した任期の後、2期に限り再委嘱することができることとした。
- (2) 少年補導員の解嘱要件を明確にした。
- (3) 少年補導員の警察署別定数を別に定めることとした。
- (4) 少年補導員の任務を整理した。
- (5) 少年補導員連絡票（別記様式第7号）を廃止した。
- (6) 文言の整理、別記様式の改正等所要の整備を行った。

2 施行期日

令和7年4月1日

別添

少年補導員活動要綱

1 趣旨

この要綱は、少年の健全な育成のための活動を行う少年補導員の委嘱及び活動要領等について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要綱において「少年」、「非行少年」、「不良行為少年」、「被害少年」、「要保護少年」、「児童虐待を受けたと思われる児童」又は「保護者」とは、それぞれ少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条の少年、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年、児童虐待を受けたと思われる児童又は保護者をいう。

3 委嘱等

- (1) 少年補導員は、少年補導員推薦書（別記様式第1号）により推薦された者の中から、次の要件を具備している適格者を選定するものとする。
 - ア 原則として警察署単位の管内に居住又は勤務していること。
 - イ 当該地域の実情に精通していること。
 - ウ 少年の健全育成に対する熱意を有していること。
 - エ 健康で活動力を有し、原則として満年齢70歳未満であること。
 - オ 高い人格識見を備え、社会的信望を有すること。
 - カ 少年補導員として活動に参加するための時間的余裕を有すること。
- (2) 少年補導員を選定する場合は、次の事項に配慮すること。
 - ア あらかじめ地区防犯協会、少年関係機関・団体等の意見を聴くこと。
 - イ 原則として交番、駐在所単位の若干名が分布されるようにし、一定地域の居住者又は特定の職域階層者に偏らないようにすること。
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の少年指導委員と兼職できること。
- (3) 前記(1)の規定により選定された適格者について、当該地域を管轄する警察署長及び地区防犯協会連合会会長（以下「地区防連会長」という。）が連名でこれを委嘱するものとする。
- (4) 前記(3)の規定による少年補導員の委嘱は、委嘱状（別記様式第2号）及び少年補導員証（別記様式第3号）を交付して行うものとする。
- (5) 少年補導員を委嘱したときは、その都度、少年補導員名簿（別記様式第4号）に登載するとともに、少年補導員カード（別記様式第5号）を作成して警察署に備え付けるものとする。
- (6) 前記(5)の少年補導員名簿については、その写しを毎年4月30日までに生活安全部少年課に送付するとともに、変更が生じた都度、速やかに送付するものとする。
- (7) 委嘱替えなどにより、不要になった少年補導員カードについては、解嘱後1年

間保存し、以後廃棄するものとする。

- (8) 少年補導員に欠員が生じたときは、前記(1)の要件を具備する適格者を選定し、速やかに後任者へ委嘱するものとする。

4 任期及び再委嘱

- (1) 少年補導員の任期は、原則として2年とする。ただし、補充のために委嘱されたときの任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 少年補導員は、再委嘱することができる。
- (3) 少年補導員として顕著な功労が認められ、活動の継続に支障がない場合は、満年齢70歳に達した任期の後、2期に限り再委嘱することができる。

5 解嘱等

- (1) 警察署長及び地区防連会長は、少年補導員にその任務の遂行に適さない次のいずれかの事由があると認められるときは、任期中にかかわらず、その委嘱を解くことができる。
 - ア 前記3-(1)の要件を欠いたとき。
 - イ 6か月以上の療養を要する疾病等により任務の遂行が困難であるとき。
 - ウ 刑法法令に違反する行為があったとき。
 - エ 社会道徳上、少年補導員としてふさわしくない行為があったとき。
 - オ 3か月以上にわたり所在不明となり、又は連絡が取れなくなったとき。
 - カ 少年補導員としての活動が著しく低調であるとき。
 - キ 少年補導員から辞任の申出があったとき（任期途中の場合に限る。）。
- (2) 前記(1)の規定により、委嘱を解く場合は、少年補導員解嘱上申書（別記様式第6号）により上申を受け、行うものとする。
- (3) 前記(1)の規定により、少年補導員を解嘱したときは、その都度、少年補導員解嘱上申書の写しを生活安全部少年課に送付するものとする。
- (4) 少年補導員は、委嘱を解かれたとき、又は任期が満了した都度、少年補導員証を警察署長に返納するものとする。

6 定数

少年補導員の警察署別定数は、警察本部長が別に定める。

7 任務

少年補導員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 非行少年及び不良行為少年の発見及び補導に関すること。
- (2) 被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童の発見及び保護に関すること。
- (3) 少年の規範意識の向上に関すること。
- (4) 有害環境の浄化に関すること。
- (5) その他少年の健全育成に関すること。

8 活動要領等

- (1) 少年補導員は、日常の生活を通じて、犯罪、触法、怠学、家出、飲酒、喫煙、

深夜はいかい、不健全娯楽その他自己又は他人の徳性を害する行為に着目して、前記2の非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年又は児童虐待を受けたと思われる児童（以下「非行少年等」という。）の早期発見に努めるものとする。

- (2) 少年補導員は、前記7の任務を通じて非行少年等を発見した場合、速やかに、当該地域を管轄する警察署生活安全課又は交番若しくは駐在所の警察職員に、事案の概要を通報するものとする。
- (3) 前記(2)の規定による通報を受けた警察職員は、非行少年等に対する措置を講ずるとともに、措置結果を速やかに警察署長に報告しなければならない。
- (4) 前記(3)の規定による報告を受けた警察署長は、必要に応じて当該事案に関する措置結果、事後の対応策等について、担当警察職員を通じ、当該少年補導員に連絡、助言等を行うものとする。

9 活動上の基本的留意事項等

少年補導員の活動は、法的な権限に基づくものではないことを理解し、任務の遂行に当たっては強制にわたることのないよう配慮するとともに、次の事項を基本としてこれに当たらなければならない。

- (1) 少年補導員が前記7の任務を遂行する場合は、確実に少年補導員証を携行すること。
- (2) 健全育成の精神をもって少年の非行防止及び保護活動に熱意を尽くすこと。
- (3) 少年の心理その他の特性に関する深い理解をもって当たること。
- (4) 目的を逸脱して紛議を生ずることのないよう注意するとともに、特に言動及び態度に留意して、少年、保護者その他地域住民の信望と協力が得られるように努めること。
- (5) 少年、保護者その他の関係者に秘密が漏れることの不安を抱かせないように、任務の遂行上知り得た秘密は、その保持に十分な配慮をすることとし、秘密の保持については、少年補導員の任務が解かれた後も同様とする。
- (6) 少年補導員は、少年を取り巻く社会環境について、その実態の把握に努めるとともに、警察、地区防犯協会その他少年の健全育成に向けた各種活動を推進する関係機関、団体等と連絡協調した活動の推進に努めること。

10 少年補導員協会

- (1) 少年補導員の知識及び技能の向上を図り、少年の健全育成活動の効果的推進方法等について協議するため、警察署単位に少年補導員協会を設置するものとする。
- (2) 少年補導員協会は、警察署単位に委嘱している少年補導員をもって構成する。
- (3) 少年補導員協会に関する事項は、警察署単位の会則により定める。

11 報償等

この要綱に掲げる活動に対しては、報償費等を支給することができる。

12 災害補償等

少年補導員の活動に当たって、災害が発生した場合における補償は、「少年警察ボランティア団体総合補償保険制度」で定めるところにより取り扱うものとする。

13 報告

- (1) 少年補導員協会の総会を開催したときは、その都度、開催状況を書面により報告すること。
- (2) 少年補導員の活動に関する効果的な事例、紛議事案、各種事故等を認知したときは、その都度、概要を書面により速報すること。

年 月 日

警察署長 殿

所 属
階級等 (氏 名)

少 年 補 導 員 推 薦 書

次の者は、少年補導員として適任であると認められるので推薦します。

本 籍					
住 所					
ふりがな 氏 名				男 女	年 月 日 (生 歳)
職 業			勤務先名称		
自宅電話			携帯電話		
家 族 関 係	本人との関係	氏 名	生年月日	学職・勤務先 (学校名・学年)	同居・別居
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
推 薦 理 由					

経	最終学歴	年 月	卒業
	職 歴		
歴	健全育成 団体等の 役職経歴		
	賞 罰		

備考

- 1 家族関係欄には、同居の親族のほか、単身赴任や進学等の理由により別居している配偶者や子を記載すること。
- 2 健全育成団体等の役職経歴欄には、地域における健全育成・防犯関係団体の役職経歴のほか、学校評議員、父母教師会役員、保護司、民生委員・児童委員、交番・駐在所連絡協議会委員、消防団員等の役職経歴を記載すること。

別記様式第3号

(表)

← 9.0 →

写 真

少年補導員証

委嘱番号 第 号

氏 名

生年月日 年 月 日生

委嘱期間 ~ 年 月 日

〇〇〇警察署長 印 〇〇〇地区防犯協会連合会会長 印

↑ 5.5 ↓

(裏)

再委嘱時の委嘱番号及び委嘱期間

1			2			3		
委嘱番号	第	号	委嘱番号	第	号	委嘱番号	第	号
委嘱期間			委嘱期間			委嘱期間		
年 月 日			年 月 日			年 月 日		
~ 年 月 日			~ 年 月 日			~ 年 月 日		
印			印			印		

再委嘱の場合は、警察署長印を押印すること。

備考 写真の大きさは、横2.5cm×縦3.0cmとする。

少年補導員カード

写 真	本 籍					
	住 所					
	職 業					
	氏 名	()				
	撮影 年 月	生年月日	年	月	日生	性別 男・女
勤務先				電 話	自 宅	
					携 帯 電 話	
少 年 補 導 員 経 歴	種 別	委 嘱 年 月 日	委 嘱 番 号	少 年 指 導 委 員 と の 兼 職 状 況	種 別	委 嘱 年 月 日
	委 嘱	年 月 日	第 号		委 嘱	年 月 日
	再委嘱	年 月 日	第 号		再委嘱	年 月 日
		年 月 日	第 号			年 月 日
		年 月 日	第 号			年 月 日
		年 月 日	第 号			年 月 日
		年 月 日	第 号			年 月 日
		年 月 日	第 号			年 月 日
受 賞 状 況	受 賞 年 月 日	種 別	受 賞 要 旨	表 彰 者		
役 職 経 歴	在 任 期 間	役 職 名	在 任 期 間	役 職 名		

少年 補 導 員 経 歴	種 別	委 嘱 年 月 日	委 嘱 番 号	少年 指 導 委 員 と の 兼 職 状 況	種 別	委 嘱 年 月 日
	再委嘱	年 月 日	第 号		再委嘱	年 月 日
		年 月 日	第 号			年 月 日
		年 月 日	第 号			年 月 日
		年 月 日	第 号			年 月 日
		年 月 日	第 号			年 月 日
		年 月 日	第 号			年 月 日
		年 月 日	第 号			年 月 日
		年 月 日	第 号			年 月 日
受 賞 状 況	受賞年月日	種 別	受 賞 要 旨	表 彰 者		
役 職 経 歴	在 任 期 間	役 職 名	在 任 期 間	役 職 名		

備考 その2は、その1に記載できない事項が生じた場合に限り使用すること。

年 月 日

警察署長 殿

所 属
階級等 (氏 名)

少年補導員解嘱上申書

次のとおり、少年補導員の解嘱を上申します。

少年補導員	住 所	
	職業・勤務先	
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	委嘱年月日	年 月 日 (初回委嘱 年 月 日)
該 当 す る 解 嘱 要 件	<input type="checkbox"/> 少年補導員の委嘱要件を欠いたとき。 <input type="checkbox"/> 6か月以上の療養を要する疾病等により任務の遂行が困難であるとき。 <input type="checkbox"/> 刑罰法令に違反する行為があったとき。 <input type="checkbox"/> 社会道徳上、少年補導員としてふさわしくない行為があったとき。 <input type="checkbox"/> 3か月以上にわたり所在不明となり、又は連絡が取れなくなったとき。 <input type="checkbox"/> 少年補導員としての活動が著しく低調であるとき。 <input type="checkbox"/> 少年補導員から辞任の申出があったとき。	
上 申 理 由		